

平成二十年三月十二日提出
質問第一六六号

肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書

提出者 平岡秀夫

肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書

肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関して、平成二十年二月二十六日の予算委員会における舛添厚生労働大臣の答弁につき、以下の通り質問する。

1 平成二十年二月二十六日の予算委員会（以下、「委員会」という）における、ゲフィチニブ使用に関するガイドラインの作成委員の中に、アストラゼネカ社と利害関係のある者がいるのではないかという平岡秀夫の質問に対し、舛添厚生労働大臣は、「少し状況を調べた上で、きちんと公表できるものはしたいと思います。」と答弁しているが、その後の調査状況、および調査結果如何。

2 委員会における、薬の承認に関して、第三相試験や全例調査まで行なうべきではないか、という平岡秀夫の質問に対し、舛添厚生労働大臣は、「もう少し踏み込んでやるべきであるというようなご意見がありますから、これはきちんと検討させていただきます。」と答弁しているが、その後の検討状況、および検討結果如何。

3 委員会における、「この問題について、しっかりと厚生労働省の中で、なぜこんなことになったのか、厚生労働大臣の主導的リーダーシップで取り組んで調査をしていただけますか。」という平岡秀夫の質問

に対し、舛添厚生労働大臣は、「少しもう一度点検させていただきます。」と答弁しているが、その後の点検状況、および点検結果如何。

4 委員会における、「抗がん剤であったとしても、そういう途中段階の試験で終わっているものについては、やはり医薬品副作用被害救済制度の対象としていく、そういう考え方を持ってもいいんじゃないかというふうに思うんですね。・・・厚生労働大臣としてどう考えられますか。」という平岡秀夫の質問に対し、舛添厚生労働大臣は、「そのことも含めてきちんと検討する。」と答弁しているが、その後の検討状況、および検討結果如何。

右質問する。